

## 球技場・ソフトボール場の使用料（R元.10.1～）

※減免（割引）、計算方法等の詳細は、総合体育館（電話0124-24-2525）へお問合せください。

（税込み金額。単位：円）

使用の区分			9時～18時・1時間あたり	左記以外1時間あたり	
専用使用	アマチュアスポーツに使用	入場料等を徴収しない	幼・小・中	1,320(330)	1,980(490)
			高校生	1,870(440)	2,800(660)
			一般	2,640(660)	3,960(990)
		入場料等を徴収する	幼・小・中	5,280(1,320)	7,920(1,960)
			高校生	7,480(1,760)	11,200(2,640)
			一般	10,560(2,640)	15,840(3,960)
	アマチュアスポーツの練習に使用	入場料等を徴収しない	幼・小・中	660(160)	990(240)
			高校生	930(220)	1,400(330)
			一般	1,320(330)	1,980(490)
	上記以外でスポーツ関係に使用	入場料等を徴収しない	10,560(2,640)	15,840(3,960)	
		入場料等を徴収する	21,120(5,280)	31,680(7,920)	
	スポーツ関係以外に使用	入場料等を徴収しない	15,840(3,960)	23,760(5,940)	
入場料等を徴収する		31,680(7,920)	47,520(11,880)		

### 備考

- 1 専用使用とは、大会、試合、練習等で球技場又はソフトボール場の全部若しくは一部を専用して使用する場合をいう。
- 2 入場料等とは、入場料、観戦料その他観覧者から徴収する金銭をいう。
- 3 球技場の使用面積が1/2の場合は、使用料は1/2となる。
- 4 ( )の金額はソフトボール場1面あたりの金額。2面の場合は( )の金額の2倍となる。
- 5 使用時間は、次により計算する。
  - (1) 1時間に満たない場合は、1時間。
  - (2) 1時間を超える場合に、その時間に1時間未満の端数があるときは切上げる。
- 6 市外の利用者による専用使用料は、2倍。
- 7 アマチュアスポーツ以外に使用する場合は会場管理及び清掃に要する経費は、使用者の負担。
- 8 使用料は、消費税及び地方消費税を含む額。
- 9 H24.4.1より名称変更、個人使用及び個人使用料廃止。